

1832年の英国選挙制度改革

総務委員会 専門員

おの あきら
小野 哲

紅茶アールグレイの名の由来となったグレイ伯爵は、英国で1832年に成立した歴史的な選挙制度改革法当時の首相である。女性歴史作家アントニア・フレイザーの“Perilous Question: The Drama of the Great Reform Bill 1832” (Weidenfeld & Nicolson, 2013, 未邦訳) は、当時の資料をもとに、この選挙制度改革法案成立までの2年近くに及ぶ紆余曲折、関係議員それぞれの苦悩と行動等、興味深いエピソードを伝えている。

同書によれば、1830年に隣国フランスで七月革命が起こり、また、産業革命の進展の下で都市化が進み、大衆による騒乱が頻発する「危機的な (perilous)」状況下で、当時の英国の貴族層の中に君主政を守り革命を避けるには一定の「改革 (reform)」は避けがたいとの気運が生じつつあった。こうした状況を背景に、同年末に国王ウィリアム4世に指名され政権の座についたホイッグ党グレイ政権が打ち出した選挙制度改革法案は、百年以上にわたりほとんど変更がなかった英国庶民院の選挙制度について、選挙区割を変更（農村部の小規模選挙区の廃止又は定数減と新興都市への再配分）するとともに、従来の複雑な有権者資格を金銭資格により明確化し、中産階級に選挙権を付与する内容であった。

しかし、法案を巡って、対ナポレオン戦争の英雄である前首相ウェリントン公を中心とするトーリー党は、改革は革命につながると強く反対し、他方、「急進派」は秘密投票や普通選挙を伴わない改革内容は不十分として批判を行った。1831年の法案審議は難渋を極め、庶民院第2読会での1票差（302票対301票）の可決とその後の法案の否決（トーリー党議員の修正動議の可決）、国王による庶民院解散・総選挙、ホイッグ党の勝利による庶民院とトーリー党中心の貴族院のねじれ状況の発生、再提出法案の庶民院通過と貴族院での否決で終わった。翌年も、選挙区割等を修正した法案が貴族院で再度否決され、グレイ政権の総辞職、ウェリントンの組閣の試みと挫折、グレイの再組閣と改革法案の再提出、貴族院における主要反対派の棄権（譲歩）という幾重もの山場を経て、法案は成立した。

フレイザーは、この改革の成果について、有権者が全人口の3.2%から4.7%になったとの推計等からすれば、「後の世代は遅々とした進展のペースに疑問を感じるかもしれないが」、「水門は開けられ」、その流れは、英国における1918年の普通選挙の導入、1928年の性別差のない完全普通選挙導入に到るまで止まることはなかったとしている。

さて、当時とは、時代も国も社会状況も異なり比べるべくもないが、我が国では、この常会において、2つの改革がなされた。参議院創設以来の合区を含む参議院選挙制度改革と、70年ぶりとなる18歳への選挙権年齢の引下げである。その後の長い歴史を知ることとなる後世の歴史家は、この平成27年の一連の改革を振り返り、どのような視点で語るのだろうか。